

令和7年度 第12回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和7年度第12回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和8年3月25日(水) 14:00~14:30	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	2 下河内 昭博 4 村上 浩司 5 清水 正子 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	1 山田 隆見 3 川尻 一行 6 室元 文雄 8 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員5名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書記 永村 由美 書記 岡原 健郎		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	7 中福 留美 5 清水 正子		
提出議題	議事 諸報告 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第54号 非農地証明の申請について 議案第55号 非農地通知の発出について 協議事項		

1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、只今から令和7年度第12回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第12回目の総会となります。
本日の総会出席者数は9名中欠席者数4名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。
それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長

世界情勢が不安定な中、燃料価格高騰のみならず我々には重要な資材価格高騰が予想されて心配ではありますが、週末には桜も開花予想でありますので、花見等しながら頑張っていきましょう。

事務局長

ありがとうございました。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく願います。

2 議事録署名者の指名について

議 長

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては7番の中福委員と5番の清水委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、岡原の3名の書記を指名します。

3 諸 報 告

議 長

日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

事 務 局

本日審議する事案について説明します。
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。
3つ目は、非農地証明の申請について。
4つ目は、非農地通知の発出について。
以上です。

議 長

日程第4の議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

事 務 局

議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和8年3月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A
住所、江田島市大柿町飛渡瀬、職業、会社役員。

譲渡人 B
住所、江田島市大柿町飛渡瀬、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○__番、面積は 664 m²。

申請理由は所有権の移転で、譲受人は「当該農地の近隣で柑橘の栽培を行っており、譲渡人からの申し入れを受けて有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の柑橘栽培を行う。」

譲渡人は「相続により当該農地を取得した。現在まで管理を行ってきたが、高齢となり管理が難しくなってきたため、有償で譲り渡す。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議 長 1 番の案件につきまして、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたと思います。(4 番 村上委員)

村上委員 事務局の説明の通り問題ありません。

議 長 御意見、御質問はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 ありがとうございます。全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。

事 務 局 番号 2、譲受人、C
住所、江田島市沖美町、職業、自営業。

譲渡人 D
住所、廿日市市宮内、職業、ドライバー。
所在地、沖美町●●字○○__番、面積は 396 m²。

申請理由は所有権の移転で、譲受人は「農業をしようと検討していたところ、当該農地の譲渡について合意が得られたため、有償で譲り受ける。所有権移転後は自家消費用の野菜を栽培する。」

譲渡人は「遠方に居住しており、高齢で耕作も困難であることから、有償で譲り渡す。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議 長 2 番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員の意見を伺いたと思います。(2 番 下河内委員)

下河内委員	対象地は鹿田公園の近隣であり、申請自体は問題ないが隣にある別荘地の前に衝立をされているため別荘を買う人とトラブルが起きなければよいと心配している。
事務局	不動産会社とは衝立については話がついていると確認をしている。コンクリートミキサーについては、衝立の支柱を建てるために使用したものと確認した。許可書を渡す際にも、近隣とトラブルにならないように気を付けてほしいと付け加えるようにする。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。 以上で3条の審議を終わりました。議案第53号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和8年3月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、申請人氏名、E、 住所、岡山県倉敷市玉島。 所在地、大柿町●●字○○__番__ 外1筆、合計面積は263㎡。 登記簿地目、畑、現況、宅地。 申請理由は「当該地を相続により取得したが、前所有者の時に農地法の許可を得ないまま車庫と倉庫を建設した。地目を現況に正すため、始末書を添えて転用申請を行う。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この1番の案件につきましては、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。(4番 村上委員)
村上委員	写真の通り問題ありません。よろしくをお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようなので、採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事務局	番号2、申請人氏名、F、 住所、廿日市市四季が丘。 所在地、大柿町●●字○○__番、面積は 525 m ² 。 登記簿地目、畑、現況、宅地。 申請理由は「当該地を相続により取得したが、前所有者の時に、農地法の許可を得ないまま家を建築した。地目を現況に正すため、始末書を添えて転用申請を行う。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この2番の案件につきましては、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。(4番 村上委員)
村上委員	こちら写真を見てわかるとおり、既に家が建っています。事務局の説明の通りです。よろしくをお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようなので、採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事務局	番号3、申請人氏名、G、 住所、岡山県倉敷市白楽町。 所在地、大柿町○○字○○__番__、面積は 85 m ² 。 登記簿地目、畑、現況、宅地。 申請理由は「当該地を相続により取得したが、前所有者の時に、農地法の許可を得ないまま家を建築した。地目を現況に正すため、始末書を添えて転用申請を行う。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この3番の案件につきましては、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。(4番 村上委員)
村上委員	写真の手前部分が農地として残っていたため、宅地への転用はやむを得な

いと思います。

議 長 御意見、御質問はございませんか。

議 長 家は無いのでよろしいか。コンクリート敷きのところなのですか。

村上委員 奥に自宅があるが、今回の農地部分ではない。手前の土地が農地として残っていた。

議 長 無いようなので、採決に移ります。この3番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 ありがとうございます。全会一致で許可といたします。
以上で4条の審議を終わりました。議案第54号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案54号、非農地証明の申請について。
農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和8年3月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、H、
住所、広島市中区吉島西。
所在地、能美町●●字○○__番__、面積は1,070㎡。
申請理由は「平成19年に相続により当該地を取得した。現況は、昭和62年頃から耕作されておらず適正な管理がされていないため、原野化している。今回、地目変更登記を行うため申請する。」
以上、御審議をお願いします。

議 長 この案件につきましては、関係農業委員である田中委員の意見を伺いたいと思います。(8番 田中委員)

田中委員 現在原野化しております。非農地で問題ないかと思います。

議 長 御意見、御質問はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようなので、採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 ありがとうございます。全会一致で許可といたします。
以上で非農地証明の審議を終わりました。議案第55号、非農地通知の発出について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第 55 号、非農地通知の発出について。

農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

令和 7 年度に実施した利用状況調査において、非農地判断した荒廃農地のうち、非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認やドローンによる現地確認を行い、非農地であると判断し、非農地通知を発出するものです。

所有者、I。

住所、兵庫県西宮市深谷。

所在地、沖美町●●字○○__番__、面積は 2,532 m²。

以上、ご審議をお願いします。

議長

本議案について、何か御意見等ございませんか。

委員

無しの声あり。

議長

無いようなので、採決に移ります。この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手。

議長

ありがとうございます。全会一致で賛成といたします。
以上で本日の総会議案の全審議を終了しました。